

聖籠町訓令第3号

聖籠町職員服務規程等の特例を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月27日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町職員服務規程等の特例を定める規程の一部を改正する訓令

聖籠町職員服務規程等の特例を定める規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「45分を、勤務時間7時間45分を超える場合においては」を削る。

附 則

この公示は、公示の日から施行する。